

# おおいた園芸産地づくり支援事業公募要領

## 1 事業の目的

意欲ある園芸農業者の生産拡大、所得向上を目的に、必要となる栽培施設・機械等の整備導入を支援し、創意工夫ある取組を後押しします。

## 2 補助対象者

次の要件をすべて満たす農業者、農業法人が対象となります。

- (1) 大分県内に居住し、県内で園芸品目の生産拡大に取り組む農業者又は県内に事務所を置き、県内で園芸品目の生産拡大に取り組む農業法人であること。
- (2) 認定農業者または認定新規就農者であること。

※申請時に(2)となっていないなくても、事業完了までにいずれかになることが確実に見込まれる農業者、農業法人も対象となります。ただし、補助金交付申請時までには、市町村へ認定農業者になるための「農業経営改善計画」(または認定新規就農者になるための「青年等就農計画」)の申請を行い、交付申請時にその申請書類の写しを添付していただきます。

## 3 補助対象

規模拡大や新たな品目へのチャレンジなど、意欲ある園芸農業者の経営拡大、所得向上につながる取組に必要な栽培施設整備や機械導入等に対して支援します。

次表に掲げる内容、要件、下限事業費を満たすものが補助対象となります。

メニュー	内容	要件
①栽培施設整備	ハウス、果樹棚及びその附帯施設(加温機、養液栽培設備、電照設備、かん水設備等)	・5a以上の整備であること。
②生産基盤整備	簡易ほ場整備、防風、防霜施設用排水施設等	(施設品目、果樹の新植・改植) ・5a以上の整備であること。  (露地品目) ・概ね20a以上の整備であること。
③機械導入	播種機、定植機、収穫機、選別調整機等  ※汎用性の高い機械類(トラクター、軽トラック、動力噴霧器、予冷库等)は対象外です。	(施設品目) ・5a以上の面積拡大を行うこと。  (露地品目) ・受益面積が1ha以上かつ概ね20a以上の面積拡大を行うこと。
④新植・改植	果樹、茶の新植、改植  ※国の果樹経営支援等対策事業の対象となるものは対象外です。	・概ね10a以上であること。

⑤資産継承支援	第3者から継承するハウス及び果樹棚の移設や改修  ※事業実施前に解体しているハウス等は対象外です。	・5a以上の整備であること ・昨年度又は事業実施までに前所有者との間で売買契約等によりハウス等の所有権移転を行っているもの。 ・補助事業により整備したハウス等を活用する場合は、財産処分の手続きを行うこと。
---------	---	--

※①栽培施設整備および⑤資産継承支援の場合は、品目により10aあたりの補助対象事業費の上限を定めています。詳細は3ページの問い合わせ先までご相談ください。

〈 下限事業費 〉

- ③機械導入メニュー：機械本体価格が50万円（税抜）以上（アタッチメント含む）
- その他のメニュー：全体事業費が50万円（税抜）以上

#### 4 補助率等

メニュー	補助率	補助上限額
①栽培施設整備	補助対象経費の1/5以内	1,000万円
②生産基盤整備		
③機械導入		
④新植・改植		
⑤資産継承支援		

#### 5 申請方法

次の提出書類を県の窓口（3ページの提出先）に郵送又は持参で提出してください。

##### （1）提出書類

- 1) おおいた園芸産地づくり事業実施計画認定申請書（第1号様式）
- 2) 事業実施計画書（第2号様式）
- 3) 経営拡大計画書（公募様式第1号）
- 4) 消費税課税事業者届出書（第3号様式）
- 5) 補助対象者の確認書類
  - 認定農業者 → 認定農業者の認定通知（写）
  - 認定新規就農者 → 認定新規就農者の認定通知（写）
  - ※法人の場合は上記に加え、法人の定款（写）
- 6) 誓約書（別紙）
- 7) 事業実施位置図
- 8) 施設図面（①栽培施設等整備および⑤資産継承支援の場合のみ）
- 9) 作付地図（露地品目の場合のみ）
- 10) 見積書
- 11) 概算設計書（全農等が代行施行する場合のみ）
- 12) カタログ
- 13) 補助対象事業費算出表（参考様式2）（①栽培施設整備および⑤資産継承支援の場合のみ）
- 14) 導入機械等の規模決定根拠（③機械導入、④新植・改植の場合のみ）

- 1 5) 事業効果検討結果表（参考様式4）（事業費が300万円を超える場合のみ）
- 1 6) 融資事務との整合性（参考様式5）（補助残融資を受ける場合のみ）
- 1 7) 事業ポイント確認シート（公募様式第2号）
- 1 8) 提出書類確認シートおよび個人情報の取扱いに関する同意書（公募様式第3号）

(2) 提出部数

各1部

6 申請受付期間

令和〇年〇月〇日（〇）～令和〇年〇月〇日（〇）午後5時必着

※毎回1ヶ月程度の公募期間を設定します

※提出期限までに到着しなかった申請書類は、無効となりますので、ご注意ください。  
 ※書類に不備があるものは受付できませんので、ご注意ください。

7 提出先（郵送又は持参）・問い合わせ先

お住いの市町村	住所・電話番号	担当部署名
国東市、別府市 杵築市、日出町、 姫島村	〒873-0504 国東市国東町安国寺 786-1 TEL: 0978-72-0409	大分県東部振興局 農山漁村振興部 企画・農政班
大分市、臼杵市、 津久見市、由布市	〒870-0021 大分市府内町 3-10-1 TEL: 097-506-5732	大分県中部振興局 農山漁村振興部 企画・農政班
佐伯市	〒876-0813 佐伯市長島町 1-2-1 TEL: 0972-24-8645	大分県南部振興局 農山漁村振興部 企画・農政・就農班
竹田市、 豊後大野市	〒878-0013 竹田市大字竹田字山手 1501-2 TEL: 0974-63-1172	大分県豊肥振興局 農山村振興部 企画・農政班
日田市、九重町、 玖珠町	〒877-0004 日田市城町 1-1-10 TEL: 0973-22-2585	大分県西部振興局 農山村振興部 企画・農政班
中津市、豊後高田 市、宇佐市	〒879-0454 宇佐市大字法鏡寺 235-1 TEL: 0978-32-1621	大分県北部振興局 農山漁村振興部 企画・農政班

○本制度に関する問い合わせ先

大分県 農林水産部 園芸振興課 TEL: 097-506-3576

○具体的な事業内容等についてのご相談等は、最寄りの振興局にお問い合わせください。

## 8 事業実施計画の審査等について

### (1) 審査方法

提出のあった申請書類等は、認定基準に照らし、県が適切であるか否かを審査のうえ、予算の範囲内で事業実施計画のポイント数が高いものから採択します。

#### ○認定基準

- ・作付面積、単収、販売額など、経営拡大計画が策定されていること。
- ・経営安定に直結する具体的な販売戦略が策定されていること。
- ・ポイント設定表（別表）の基準による獲得ポイントが認定基準以上であること。

### (2) 事業採択可否の通知

事業採択の可否については、大分県農林水産部園芸振興課より、文書にて申請者へ通知します。

## 9 補助事業実施にあたっての留意点

- (1) 採択された補助事業者は、おおいた園芸産地づくり支援事業費補助金交付要綱に基づき、補助金交付申請書を定めた期日までに県へ提出していただきます。補助金交付申請書を審査した後、事業者には補助金交付決定通知書を送付します。
- (2) 交付決定通知の日付よりも前に事業に着手（入札、契約）することはできません。
- (3) ハウス整備等の250万円以上の工事を行う場合は、原則、入札による業者選定を行ってください。県は入札に関する指導等はしませんので、入札に不慣れな場合は、全農等の代行施行業者の活用をご検討ください。
- (4) ⑤資産継承支援メニュー除き、中古品の導入は補助対象としません。
- (5) 令和5年3月末までに事業を完了してください。
- (6) 事業完了時までに認定農業者または認定新規就農者とならなかった場合は、補助金の交付決定を取り消し、補助金の交付は行いません。
- (7) 事業着手（契約）後に着手届、事業完了後には完了届及び実績報告書を提出していただきます。
- (8) 補助金は、事業が完了し、事業内容の審査が終了した後にお支払いします（精算払いとなります）。
- (9) 本事業で整備した栽培施設（ハウス）は、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入いただき、当該施設の処分制限期間において加入を継続して下さい。
- (10) 補助金交付申請書、実績報告書に添付していただく見積書、領収書等の証拠書類については、補助事業完了後5年間保管していただきます。
- (11) 補助事業により取得した施設や設備については、一定期間はその処分が制限されます。施設の模様替え等を希望する場合は、事前に県へ相談願います。
- (12) 本事業の終了後においても、その後の状況や成果について報告を求める場合があります。
- (13) 次の場合には、補助金の交付決定を取り消すとともに、加算金の納付を命ずる場合がある場合がございます。
  - ・補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

- ・補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- ・補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- ・交付の決定後生じた事情等の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- ・補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

**【手続きの流れ】**

	〈 申請者 → 県 〉	〈 県 → 申請者 〉
1	事業実施計画の申請	
2		事業実施計画の審査 審査結果の通知
(以降は事業採択された場合)		
	〈 事業実施者 → 県 〉	〈 県 → 事業実施者 〉
3	補助金交付申請書の提出	
4		審査 補助金交付決定通知
5	事業着手届の提出	
6	事業完了届の提出	
7		完了検査
8	事業実績報告書の提出	
9		審査 補助金額の確定通知
10	交付請求書の提出	
11		補助金の支払い

別表 事業ポイント設定表

項目		最大 ポイント	内容	ポイント				
①	栽培面積	5	拡大面積（露地）	3ha以上	2ha以上	1ha以上	50a以上	20a以上
				5	4	3	2	1
			拡大面積（施設）	50a以上	30a以上	20a以上	10a以上	5a以上
				5	4	3	2	1
②	単収	5	単収の向上 (10aあたりの収穫量)	25%以上	20%以上	15%以上	10%以上	5%以上
				5	4	3	2	1
③	販売額	5	経営全体の 販売額の増加割合	50%以上	30%以上	20%以上	10%以上	5%以上
				5	4	3	2	1
④	契約栽培	5	契約栽培の増加割合	50%以上	40%以上	30%以上	20%以上	10%以上
				5	4	3	2	1
⑤	雇用	5	雇用人数の増加	10名以上	8名以上	5名以上	3名以上	1名以上
				5	4	3	2	1

※「①栽培面積」は、今回事業を活用して整備する（または拡大する）面積で算定する。

※「②単収」、「③販売額」、「④契約栽培」、「⑤雇用」は現状から目標年（3年後）への増加率で算定する。

※栽培実績のない新規就農者の場合は、②単収および③販売額のポイントはそれぞれ「2」とする。

認定基準ポイント

6ポイント以上

(第1号様式)

令和4年度おおいた園芸産地づくり支援事業（地域担い手支援品目・規模拡大支援事業）実施計画認定申請書

年 月 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

(申請者) 住所  
氏名

令和4年度おおいた園芸産地づくり支援事業（地域担い手支援品目・規模拡大支援事業）実施計画について、下記のとおり作成したので認定されるよう、おおいた園芸産地づくり支援事業実施要領第4の1の規定により申請します。

記

1 添付書類 事業実施計画書（第2号様式）

(第2号様式)

令和4年度おおいた園芸産地づくり支援事業  
(地域担い手支援品目・規模拡大支援事業) 実施計画書

市 町 村 名	
事業実施主体名 代表者氏名	
対象品目名	



1 事業の目的

2 事業内容及び事業費

事業実施 主体名 (市町村名)	受益 戸数	対 象 品目名	受益 面積	事業内容	構造、規格、 能力等	事業量	単価	事 業 費	負 担 区 分			施行 方法	備考
									県 費 補助金	市町村費	その他		
	戸		ha				円	円	円	円	円		
計 (消費税除く) (ア)													
消費税計													
合 計													
うち補助対象消費税 (イ)													
(ア) + (イ)													

- (注) 1 事業実施主体・事業内容ごとに分けて記入する。  
 2 備考欄には、事業内容ごとの県費補助率等を記入する。  
 3 事業実施主体が市町村をまたがる場合は、市町村ごとに作成するとともに、総括表を添付する。  
 4 規格毎に事業内容を記載する。  
 5 国庫事業の補助金等について県を経由せずに受ける場合は、その金額をその他に含めて記入し、備考欄に「国庫活用直採型」及び「金額 千円」を記入する。

### 3 市町村別内訳書

市町村名	総事業費 ①+②+③	標準事業費	補助対象事業費	補助対象経費 ①+② 又は①+②+③	負担区分			市町村予算化の状況
					県費補助金 ①	市町村費 ②	その他 ③	
	円	円	円	円	円	円	円	
合計								

- (注) 1 事業実施主体が市町村をまたがる場合は、市町村ごとの内訳を記入する。  
 2 県費補助率が異なる場合は、分けて記入する。  
 3 標準事業費、補助対象事業費については、算出の根拠となる内訳書を添付すること。  
 4 標準単価の定めがない部材等を導入する場合にあっては見積書を添付し、標準事業費とすること。

### 4 事業着手及び完了予定年月日

着手予定年月日	完了予定年月日

### 5 添付書類

- ・参考様式1に記載

(第3号様式)

消費税課税事業者届出書

番 号  
年 月 日

大分県知事 広瀬 勝貞 殿

(申請者) 住所  
氏名

令和4年度おおいた園芸産地づくり支援事業（地域担い手支援品目・規模拡大支援事業）の実施計画認定申請にあたり、消費税法上の納税義務について、下記のとおり届け出ます。

記

事業主体名			
納税区分		である	予定である
1. 免税事業者			
2. 課税事業者	(1) 簡易課税制度選択者		
	(2) 特定収入割合5%超		
	(3) 特定収入割合5%以下		
	(4) 課税売上割合95%未満		
	① 個別対応方式		
	② 一括比例配分方式		
	(5) 課税売上割合95%以上		

(注1) 「である」者は、該当欄に○印を記入する。

(注2) 「予定である」者は、該当欄に確定予定の時期を記入する。

(注3) 2の(2)及び(3)については、以下の者のみ記入する。

- ・消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人など）
- ・人格のない社団（農業者で構成する任意団体など）及び財団等

(別紙)

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。  
なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。  
また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

### 記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
  - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
  - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事

殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住所

(ふりがな)

氏名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

※県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

(参考様式2)

年度おおいた園芸産地づくり支援事業  
( 事業 )  
補助対象事業費算出表

事業実施主体 :  
対象品目 :  
事業内容 :  
消費税 :

単位:円

		ハウス仕様	
		面積(a)	
見積額 ①	標準事業費に含まれるもの(税抜)		
	標準事業費の定めのないもの(税抜)		
	小 計		0
	代行施行料( %)		
	消費税( %)		
	合 計		0

標準事業費 ②	標準事業費に含まれるもの(税抜)	10aあたりの標準事業費 (標準事業費単価表の金額を記載)	0
	標準事業費の定めのないもの(税抜)		
	小 計 (A)		0
	代行施行料( % ) (B)=(A)×代行施行料率		
	消費税( % ) (C)=[(A)+(B)]×消費税率		
	合 計 (A)+(B)+(C)		0

補助対象事業費(①と②を比較して低い額)	
----------------------	--

(参考様式4)

### 事業効果に関する検討結果表

事業内容	事業規模 ①	事業費 ②	効果項目 ※1	1年当たりの 効果③ ※2	施設の使用 年数 ④	見込まれる 事業効果 ③×④=⑤	費用と効果の比 較 ⑤/②
	(a、台等)	(千円)		(千円)	(年)	(千円)	

※1 見込まれる効果（生産量増加、品質向上、労力削減、燃料費削減等）を記入する。

※2 上記※1の効果を金額に換算し記入するとともに、試算した資料を添付する。（新改植等は成園時で試算する）

(参考様式5)

## 融資事務との整合性について

氏名： \_\_\_\_\_

(1) 当該事業実施に係る借入について (運転資金も含む)

資金名	借入金額 【単位：円】	償還期限	据置期限	償還方法 (いずれかを○で囲んでください)
1		年 月	年 月	元金均等、元利均等、その他
2		年 月	年 月	元金均等、元利均等、その他
3		年 月	年 月	元金均等、元利均等、その他

(2) 既往借入金の状況 (運転資金、農業経営以外の借入金も記載してください。) ( 年 月 日現在)

借入先または資金名	主な資金の使いみち	借入年月	当初借入金額 【単位：円】	現在残高 【単位：円】	利率	償還期限	据置期限	償還方法 (いずれかを○で囲んでください)
1		年 月			%	年 月	年 月	元金均等、元利均等、その他
2		年 月			%	年 月	年 月	元金均等、元利均等、その他
3		年 月			%	年 月	年 月	元金均等、元利均等、その他
合計								

(3) 償還計画について

	1年目 ( 年)	2年目 ( 年)	3年目 ( 年)	4年目 ( 年)	5年目・目標 ( 年)
農業収入					
(記入例) 経営規模					
水稲 生産量					
売上高					
経営規模					
生産量					
売上高					
経営規模					
生産量					
売上高					
作業受託収入					
その他 ( )					
農業経営費					
原材料費					
施設・機械費					
うち減価償却費					
出荷販売経費					
雇用労賃					
支払利息					
支払地代					
その他					
農業所得					
農外所得					
年金被贈等					
農家総所得					
家計費					
租税公課					
償還財源					
償還金 (元本)					
差引余剰					
施設・機械等の設備投資					
外部資金調達 (※)					
預貯金取崩					
新規借入 ( )					
その他 ( )					

※差引余剰がマイナスの場合のみ記入

## 経 営 拡 大 計 画 書

住 所	〒		
ふりがな		連 絡 先	
氏名（法人名） <small>法人の場合は代表者氏名も記入</small>			
生年月日 <small>法人の場合は代表について記入</small>		法人設立年月日	
メールアドレス			

### 1 事業内容

事業内容	
施設整備面積または拡大面積	a

※「施設整備面積または拡大面積」は、今回、事業を活用して整備する(または拡大する)面積を記入すること。

### 2 経営規模・販売額

品目名	現状 (R3年)				目標 (R6年)			
	作付面積 (a)	単収 (kg/10a)	販売量 (kg)	販売額 (千円)	作付面積 (a)	単収 (kg/10a)	販売量 (kg)	販売額 (千円)
合計								

※今回、事業で拡大する品目のみでなく、すべての経営品目を記入すること。

### 3 契約栽培について

品目名	現状 (R3年)		目標 (R6年)	
	作付面積 (a)	うち契約栽培面積 (a)	作付面積 (a)	うち契約栽培面積 (a)
合 計				

※契約栽培を行っている(又は行う予定)場合のみ記入。JA出荷は除く。



○目標達成のための具体的な取組内容

単収の向上 (10aあたりの収穫量)		
流通・販売	現状と課題	
	今後ターゲットとする 販売先	ターゲット:都市圏(地元)市場、量販店、業務用加工、個人、外食産業、海外富裕層 等 販売先:出荷先市場名、連携する百貨店・量販店チェーン名、利用するECサイト名、直売施設名 等
	販売額、契約栽培割合の増加に向けた取組	

4 所得目標

年間所得	現状(R3年)	目標(R6年)
	千円	千円

※年間所得＝販売額－(生産費＋流通販売経費)

5 雇用

	現状(R3年)	目標(R6年)
常時雇用(名)		
臨時雇用(名)※パート含む 実人数		
合計		

○目標達成のための具体的な取組内容

労働力確保	
労働環境整備	

6 経営の構成

氏名	年齢	担当業務

※家族経営の場合は家族のうち農業従事者を記入。法人の場合は役員を記入。

7 経営上、工夫している点等について

--

# 事業ポイント確認表

申請者名:

\_\_\_\_\_

項目	最大 ポイント	内容	ポイント					獲得ポイント
			3ha以上	2ha以上	1ha以上	50a以上	20a以上	
① 栽培面積	5	拡大面積 (露地)	5	4	3	2	1	
		拡大面積 (施設)	5	4	3	2	1	
② 単収	5	単収の向上 (10aあたりの収穫量)	5	4	3	2	1	
			5	4	3	2	1	
③ 販売額	5	経営全体の 販売額の増加割合	5	4	3	2	1	
			5	4	3	2	1	
④ 契約栽培	5	契約栽培の増加割合	5	4	3	2	1	
			5	4	3	2	1	
⑤ 雇用	5	雇用人数の増加	5	4	3	2	1	
			5	4	3	2	1	

※「①拡大面積」ポイントは、今回事業を活用して整備する（または拡大する）面積で算定する。

※「②単収」、「③販売額」、「④契約栽培」、「⑤雇用」は現状（R3年）から目標年（R6年）への増加率で算定する。

※栽培実績のない新規就農者の場合は、②単収および③販売額ポイントはそれぞれ「2」とする。

認定基準ポイント

**6ポイント**

合計獲得ポイント

\_\_\_\_\_

(公募様式第3号)

## 提出書類確認シートおよび個人情報の取扱いに関する同意書

	項目	様式	チェック欄
1	おおいた園芸産地づくり事業実施計画認定申請書	第1号様式	<input type="checkbox"/>
2	事業実施計画書	第2号様式	<input type="checkbox"/>
3	経営拡大計画書	公募様式第1号	<input type="checkbox"/>
4	消費税課税事業者届出書	第3号様式	<input type="checkbox"/>
5	補助対象者の確認書類		
	認定農業者 → 認定農業者の認定通知(写)		<input type="checkbox"/>
	認定新規就農者 → 認定新規就農者の認定通知(写)		<input type="checkbox"/>
	※法人の場合は上記に加え、法人の定款(写)		<input type="checkbox"/>
6	誓約書	別紙	<input type="checkbox"/>
7	事業実施位置図		<input type="checkbox"/>
8	施設図面(①栽培施設等整備および⑤資産継承支援の場合のみ)		<input type="checkbox"/>
9	作付地図(露地品目の場合のみ)		<input type="checkbox"/>
10	見積書		<input type="checkbox"/>
11	概算設計書(全農等が代行施行する場合のみ)		<input type="checkbox"/>
12	カタログ		<input type="checkbox"/>
13	補助対象事業費算出表(①栽培施設整備および⑤資産継承支援の場合のみ)	参考様式2	<input type="checkbox"/>
14	導入機械等の規模決定根拠(③機械導入、④新植・改植の場合のみ)		<input type="checkbox"/>
15	事業効果検討結果表(事業費が300万円を超える場合のみ)	参考様式4	<input type="checkbox"/>
16	融資事務との整合性(補助残融資を受ける場合のみ)	参考様式5	<input type="checkbox"/>
17	事業ポイント確認シート	公募様式第2号	<input type="checkbox"/>
18	提出書類確認シートおよび個人情報の取扱いに関する同意書	公募様式第3号	<input type="checkbox"/>

公募要領4～5ページの「9補助事業実施にあたっての留意点」を確認し、内容を理解しましたか。

### 個人情報の取扱いに関する同意書

おおいた園芸産地づくり支援事業(公募分)の実施に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」及び関係法令に基づき、適正に管理し、本事業の実施および事後管理のために利用します。

なお、円滑な事業実施のために、貴殿のお住まいの(または事務所が所在する)市町村の農政関連部署に事業内容を提供いたします。

上記について、同意します。

年 月 日

住所・所在地

氏 名

印

※自筆署名の場合は、押印を省略することができます。

※市町村への情報提供に同意いただけませんと申請に必要な書類が揃わないことになります。